

ふじみ野市訓令第27号

総合政策部長  
総務部長  
都市政策部長

ふじみ野市シェアサイクル事業プロポーザル選定委員会設置規程を次のように定める。

令和6年11月 1日

ふじみ野市長 高 畑

博



ふじみ野市シェアサイクル事業プロポーザル選定委員会設置規程  
(設置)

第1条 市と協定を締結するふじみ野市シェアサイクル事業に関するプロポーザルの審査を厳正かつ公平に行うため、ふじみ野市シェアサイクル事業プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案書の審査に関すること。
- (2) 候補者の選定等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年11月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部長
総務部長
都市政策部長
公園緑地課長
道路課長